印刷物仕様書 2（ポスター・チラシ・リーフレット・地図類）

担当部署	三重県教育委員会事務局高校教育課	担当者	小林久哲、辻井伸文	TEL	059-224-3002
印刷物の名称	一人一台端末による学習案内チラシ			数量	17,000 部
種別	□ポスター ■ チラシ □ リーフレット □ 地図 □ その他（ ）				
仕上がりサイズ	（折り加工の有無に関係なく記載する）Ⓐ・B 4判 （縦型）・横型 その他（縦 mm× 横 mm）				
展開サイズ	（折り加工する場合はこちらも記載する）A・B 3判 縦型・横型 その他（縦 mm× 横 mm）				

デザイン依頼	項目	数量	項目	数量	特記事項
	無し				

レイアウト調整	項目	数量	項目	数量	特記事項
	有り				レイアウトは、県が提供するレイアウトを基に受注者において微調整をお願いします。

版下作成

■難度が低い編集作業（図表等すべて組込み済み、レイアウト済みのデータがある場合）
□難度が高い編集作業（図表等の組込み、レイアウト済みのデータがない場合）
□完全原稿（受注者による調整を必要としない場合）

	原稿種類	デジタル原稿 種類・ファイル形式・規格 等	デジタル原稿 数量	アナログ原稿 種類・規格 等	アナログ原稿 数量
原稿内訳	文字原稿	□Word □Excel ■その他（PowerPoint）	1 ファイル	（1ページあたりの字数×ページ数）	字
	罫表原稿	□A4相当 □B5～A5相当 □B6以下	点	□A4相当 □B5～A5相当 □B6以下	点
		□Word □Excel □その他（ ）			
	表組原稿	□A4 □B5・A5 □B6以下	ページ	□A4 □B5・A5 □B6以下	ページ
		□Word □Excel □その他（ ）			
	図版原稿	□A3～B4相当 □A4～B5相当 □A5相当以下	点		点
		□Word □Excel □その他（ ）			
	写真原稿	□カラー	点	カラー：□A3～B4相当 □A4～B5相当 □A5～B6相当 □A6相当以下	点
		□モノクロ	点	モノクロ：□A3～B4相当 □A4～B5相当 □A5～B6相当 □A6相当以下	点
		□JPEG形式 □GIF形式 □その他（ ）			
	完全原稿				
	特記事項				

刷版	■CTP版又はPS版(どちらでも可)　□マスターペーパー　□その他（　　）													
印刷	■オフセット　□オンデマンド　□その他（　　）													
ページ数・校正・印刷色・用紙	紙面の構成		印刷色		文字校正		色校正			用紙				
			色数	印刷色	回数	部数／回	種類	回数	部数／回	品種・銘柄	規格・連量 又は 坪量			
											規格	連量	坪量	
	両面	表	4 色	フルカラー	2 回	1 部	カラープリンタ	2 回	1 部	コート紙	A4 判	57.5 kg	g／㎡	
		裏	4 色	フルカラー	2 回	1 部	カラープリンタ	2 回	1 部					
	片面		色		回	部		回	部		判	kg	g／㎡	
			色		回	部		回	部		判	kg	g／㎡	
			色		回	部		回	部		判	kg	g／㎡	
	原稿入稿予定日	令和 3年 6月 14日												
	特記事項	「その他特記事項」欄に記載のとおり 印刷にかかる判断基準・配慮事項は国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準じていますので、当該判断事項に適合する紙、インキ類及び加工資材を使用すること。作成する印刷物の印刷用紙において当該「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合は代替品を認める。												
製本・加工	加工	□二つ折り □巻三つ折り □巻四つ折り □経本四つ折り □観音折り □DM折り □その他(　　)												
	特記事項													
納品	納品日	令和 3年 7月 2日(金) 16時 まで												
	納品場所	三重県教育委員会事務局高校教育課 ほか	□分割納入	■一括納入	送料 : ■含む □含まない									
	電子媒体制作	□不要 ■要（■PDF □HTML □その他（　　））	納入媒体	□CD □DVD ■その他(電子メール)										
		使用目的 :Webページに掲載するため												
	包装・梱包	□不要 ■要	500部単位	■簡易包装 □包装(クラフト紙) □梱包(ダンボール) □その他(　　)										
	特記事項													

所有権・著作権等

1　本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引渡しが完了したときに三重県に移転するものとする。

2　本契約に基づく成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、成果物の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、著作者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって行使しないものとする。

暴力団等の排除

1　受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア　断固として不当介入を拒否すること。

イ　警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ　委託者に報告すること。

エ　業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

2　受託者が上記のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

その他特記事項	・納入場所への搬入費等納入に係る一切の経費を入札（見積）価格に含むものとする。 ・校正日程等については、担当課と連絡調整のうえ円滑に進めること。 ・その他詳細については、担当課と十分協議をすること。 本調達にかかる印刷については、「みえ･グリーン購入基本方針」に基づく「令和2年度環境物品等の調達方針　3役務　印刷」の判断基準を満たすこと。（同調達方針では、印刷にかかる「判断基準及び配慮事項」は“国基準等を準用”しているので、具体的には「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」第6条の規定により定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和3年2月）　22－2印刷」の「判断の基準」を満たすこと。ただし、作成する印刷物の印刷用紙において当該「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合は代替品を認める。 参考：「みえ･グリーン購入基本方針」「環境物品等の調達方針」 三重県ホームページ　http://www.pref.mie.lg.jp/GYOUKAKU/HP/84547044152.htm 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」 グリーン購入法．net　http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html